

令和３年度 墨田区社会福祉協議会事業計画

○ 基本方針

墨田区は家族や友人間だけでなく、隣近所での支えあい、助けあいが日常的に行われてきましたが、経済構造や社会情勢の変化、集合住宅の増加に伴う新しい住民の増加、少子高齢化や核家族化・単身化の進行などにより、地域や家族で支えあい、助けあう意識が希薄になってきています。

また、私たちの生活においては、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題、公的サービスでは解決できない課題が多数あります。

こうした地域の変化に対応し、地域の課題を解決するためには、住民や関係機関がお互いに連携・協働して行動していくことが必要となっています。

墨田区社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）は、第３次墨田区地域福祉活動計画に基づき、墨田区に生活するすべての住民が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会の実現に向けて、住民や地域の活動団体などそれぞれが持っている力を合わせ、地域の福祉力を高めていく取組を進めていきます。

具体的には、小地域福祉活動事業では、お互いが顔見知りの地域で住民同士が自主的に支えあう活動として、「小地域福祉委員会」「ふれあいサロン」「拠点型ふれあいサロン」「おもちゃサロン」の一層の推進を図ります。

また、地域福祉プラットフォーム事業は令和３年度から墨田区の委託事業（包括的支援体制整備事業）として、住民主体の支えあい活動と福祉関係機関による専門的な支援とをつなぐ拠点として、更なる活動の充実を図ります。専任のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、生活課題を抱える住民の相談を一元的に受け、専門機関と住民とが持続的に協力して解決にあたるよう努めるとともに、墨田区をはじめとした関係機関との連携を強化し、地域生活課題の解決に資するとともに、地域共生社会の実現を目指します。

次に、ボランティア活動では、「ボランティアまつり」などの啓発イベントの開催や「夏！体験ボランティア」を拡充するなど、ボランティア活動者の発掘・育成に取組み、区民のボランティア活動への積極的な参加を促します。

また、首都直下型地震や風水害等の大規模災害時に当協議会が運営を担うこととなる災害ボランティアセンターについて、災害ボランティア登録制度の開始により、中心となって活躍できるボランティアを育成し活動体制の充実を図ります。さらには近隣各区

の社会福祉協議会と災害時の連携強化に努めます。

住民参加型在宅福祉サービスでは、子育て世帯・高齢者・障害者等への支援の拡充を図ります。この支援活動への協力者の発掘については、町会・自治会、企業、団体等と連携し、説明会や研修会を開催することにより、地域住民等に対する事業のPRを図ります。

また、介護保険法の改正に伴い、予防給付事業の一部が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、当協議会では、訪問型サービスB事業として実施していることから、行政サービスと合わせて引き続き住民の自立生活のサポートに努めます。

次に、自立生活への支援体制づくりでは、福祉サービス権利擁護センターにおいて、判断能力が低下した方とその家族を総合的にサポートしていきます。特に成年後見制度については、今年度も制度の普及・啓発に努めるとともに、次の事業を両輪としています。1つは、市民感覚で本人に寄り添う「市民後見人」の育成を図ります。もう1つは、当協議会が後見人となる法人後見事業により支援していきます。

さらに10月からは、身寄りのない方を、元気なうちからお亡くなりになった後まで一括して支援する「あんしん事業（仮称）」を始めます。

その他、低所得世帯、高齢者・障害者世帯等に対し、経済的自立、生活の安定と意欲の助長を目的とする各種資金の貸付けを行います。

また、地域福祉を取り巻く社会状況の変化や法律・制度の変更、多様化する福祉ニーズに柔軟に対応するよう、随時事業の見直しを行うとともに、新規事業の立ち上げを検討していきます。

なお、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響が残ることも予想されることから、一部事業の休止等や実施方法の見直しを行うことも想定します。

また、こうした事業を実施するための財源は、墨田区などからの補助金や委託金といった公的財源がかなりの部分を占めますが、会費・賛助会費、寄附金といった自主財源の確保も必要不可欠となっています。引き続き、当協議会に対する区民、区内企業等の理解を深めていただけるように努め、自主財源の確保に取り組んでいきます。

○ 墨田区社会福祉協議会事業計画

1 墨田区社会福祉協議会の基本的な組織活動

(1) 組織・活動基盤の強化

ア 賛助会員の増員及び寄附金の確保に努めます。

イ 理事会や第3次墨田区地域福祉活動計画の推進組織などを通し、事務事業の見直しのための検討を進めます。

(2) 普及啓発

社協だより、ホームページ、フェイスブック、ユーチューブによる情報発信とともに、各種パンフレットによるPRに加え、アニュアルレポート（活動報告）を作成します。また、職員一人ひとりが当協議会の広報担当者となって活動するとともに、墨田区の行事等への参加、区のお知らせやケーブルテレビなどの各種メディアの活用等を通して、広く当協議会活動に対する理解を深めていただくことに努めます。

さらに、視覚障害者向けの『墨田社協声のお知らせ「ひびき」』のデジタル版発行等さらなる情報提供のバリアフリー強化に努めます。

(3) 会議の開催

理事会をはじめ評議員会、その他の各種会議を開催し、経営視点に立った事業運営に努めます。

(4) 区内社会福祉法人の連携

墨田区社会福祉法人連絡会の事務局として、区内社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域のニーズや課題を受け止め、社会福祉法人が連携・協働した地域公益事業等の実施の検討を進めます。

2 地域のコミュニティづくり

(1) 小地域福祉活動の推進

「小地域福祉委員会」は、住民が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けるために、町会・自治会区域を単位に住民主体で行う、支えあい・助けあいの活動です。当協議会では、既に活動している地域の活動の充実と推進地区の拡大に努め、今年度は新たに3地区増やすことを目指します。

(2) ふれあいサロン事業の推進と小地域福祉委員会への移行

「ふれあいサロン」は、高齢者や障害者、子育て中の親子を含めたあらゆる住民を

対象とし、近隣とのつながりや情報交換ができる住民主体で行っている身近な地域の「交流の場」です。活動実践地区の拡大に努め、今年度は新たに5地区増やすことを目指します。

また、既存のふれあいサロン活動実践地区が小地域福祉委員会へ移行するよう支援します。

(3) 拠点型ふれあいサロン活動の実施

地域で顔見知りを増やしたい方や外に出る機会が少ない方などの交流の場であるとともに、子どもや高齢者などの世代を超えた交流の場として、小学校や児童館等を活用した拠点型ふれあいサロンを実施します。

今年度は引き続き4か所で実施します。

(4) おもちゃサロン活動の実施

障害のある子どもを含めて、地域の子どもや保護者がおもちゃを通して交流する場である「おもちゃサロン」事業では、引き続きボランティアセンターとみどりコミュニティセンターで開催するほか、他機関で開催しているおもちゃサロンへおもちゃの貸し出し等の支援をします。

(5) 地域福祉プラットフォームの充実

現在、下記のとおり区内2か所に設置していますが、令和3年度より墨田区の委託事業（包括的支援体制整備事業）となり、同年度中にガランドールを区内の集会所等へ移転するとともに、1か所新たに設置し、3か所において更なる活動の充実を図ります。

① キラキラ茶家（京島三丁目）

毎週火曜・木曜 午前11時～午後4時

② ガランドール（石原四丁目）

毎週月曜～金曜 午前11時～午後4時

包括的支援体制整備事業の活動内容

ア 相談支援機能

地域福祉プラットフォームごとにコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、生活課題を抱える住民の相談を包括的に受け止め、課題を整理した上で、民生委員や墨田区をはじめとした関係機関の協力、連携のもとに、課題解決に向けた支援を行います。また、解決後も近隣住民の協力のもとに再発の防止に努め、地域の福祉力（共助力）の向上を図るとともに、地域共生社会の実現を目指しま

す。

イ 地域住民と福祉関係者が集う拠点機能

地域住民に向けた各種講座やイベントを定期的を開催するほか、交流できるスペースを用意し、あらゆる住民が気軽に集える居場所、世代間交流のできる場とします。

ウ 地域づくりに向けた支援

地域の社会資源やニーズを幅広く把握した上で、地域福祉プラットフォームの拠点機能と住民主体で行われている小地域福祉活動、ふれあいサロンへの支援を継続しながら、新たな地域づくりに向けた支援を行います。

エ 社会参加支援

複合的な課題を抱えたケースに対して、既存の社会資源などを活用し、本人や家族等の状態に寄り添いながら、社会とのつながりづくりに向けた支援や仕組みづくりを行います。

(6) 町会・自治会が行う地域福祉活動への助成

町会・自治会が行っている地域福祉活動に対して助成金を交付することにより、地域福祉活動の推進を図ります。

(7) 食事提供活動団体のネットワーク事業

区内でコミュニティ食堂や子ども食堂など食事支援を行っている団体に対して、子ども食堂に関する情報提供を行うとともに、情報交換会や交流を行い、団体間のネットワークづくりや連携の強化を図ります。

3 児童等の福祉事業

おもちゃサロン事業の実施

4 ひとり親家庭福祉事業

(1) 私立母子生活支援施設への運営費の一部助成

(2) ひとり親家庭支援団体への運営費の一部助成

5 高齢者福祉事業

(1) 75歳以上の歩行に支障のある方への杖の贈呈

(2) 墨田区老人クラブ連合会への助成

(3) 介護保険法改正への対応

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正に伴い、墨田区では、介護予防給付（対象者：要支援１・２）のうち訪問介護・通所介護について、区が実施主体となる介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。これを受けて当協議会では、すみだハート・ライン 21 事業の枠組みの中で、訪問型サービス B 事業として実施しています。

イ 生活支援コーディネーターの設置

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた地域の取組を推進するため「生活支援コーディネーター」を配置し、当協議会内の各種事業を横断的に活用するほか、住民主体の地域資源の見える化、サービス等の問題提起、関係機関とのネットワーク強化などに努めます。

6 障害者福祉事業

- (1) 墨田区障害者団体連合会等への助成
- (2) おもちゃサロン事業の実施

7 自立生活への支援

- (1) 福祉サービス利用の総合支援

福祉サービス権利擁護センターにおいて、福祉全般の情報提供や弁護士による法律相談、福祉サービス利用援助、財産保全サービス、成年後見制度等の各種相談を総合的、一体的に行います。

- (2) 地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用方法や手続きなどの相談、日常生活に必要な預貯金の払い戻しや日頃使わない大切な書類の保管などの支援を行い、住み慣れた地域での生活を支えます。

- (3) 市民後見人の養成・支援

後見人の担い手は、親族、弁護士や司法書士等の専門職が主ですが、当協議会では、市民感覚で本人に寄り添う社会貢献型後見人である「市民後見人」の育成を推進し、当協議会は、監督人の立場で支援していきます。

- (4) 法人後見事業

当協議会が後見人となる法人後見事業を推進します。主に「市民後見人」の活動を補完する役割とセーフティネットの役割を担います。また、市民後見人候補者に支援

の一部を担ってもらうなど、区民の活躍の場を広げます。

(5) あんしん事業(仮称)

10月から、身寄りのない方を、元気なうちからお亡くなりになった後まで一括して支援する新規事業を始めます。元気なうちは見守りや入院時のサポートを、認知症状が現れたら任意後見制度で、お亡くなりになった後は遺言に沿って、それぞれ支援をしていきます。

(6) 成年後見制度の利用支援

親族後見人に対する法律相談などを実施するとともに、後見人サポート並びに地域ネットワークの活用に取り組み、制度の推進を図ります。

また、区長申し立て以外の成年後見制度を利用している方で、成年後見人等に対する報酬費用を負担することが困難である方に対し助成を行います。

(7) 苦情対応

福祉サービスの利用に関し、利用者等からの苦情調整・解決を適切に処理する第三者機関として設置した「福祉サービス苦情調整委員会」について、引き続き周知を図り適正な運営に努めます。

8 資金の貸付

(1) 応急小口資金貸付事業

不時の出費に役立てるため、低所得世帯等に対して、応急に必要とする小口資金を無利子で貸し付けます。

また、生活状況や返済能力を勘案し、適切な返済を求めています。

(2) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

金融機関や公的貸付制度からの借り入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、下記の各種資金を貸し付け、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度で、民生委員の協力を得て実施します。

なお、各資金についてはそれぞれ条件があります。

ア 福祉資金

出産・葬祭、住居の移転、福祉用具の購入、災害を受けたことによる臨時出費等、必要な経費を貸し付けます。

イ 教育支援資金

学校の授業料や入学金を貸し付けます。

ウ 総合支援資金

失業・住宅喪失等の状況から生活再建をめざす世帯に対して、住宅入居費、生活支援費などを貸し付けます。

エ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けます。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付事務

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、訓練促進資金を貸付けることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的としています。

9 緊急生活困窮者援護事業

緊急に援護を必要とする生活困窮世帯等に対し、生活見舞金を支給します。

10 歳末たすけあい運動事業

共同募金運動の一環として歳末たすけあい運動を実施し、その募金を在宅重度障害者への見舞金や翌年度の地域福祉活動事業の財源として活用します。また、募金の活用方法については、当協議会が事務局を担っている東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会において協議しています。

11 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動者の人材発掘・育成

ア これまでボランティア活動に参加経験のない人に活動のきっかけを提供するため、毎月ボランティア説明会を開催し、人材発掘・育成に努めます。

イ コロナ禍で、対面での活動は制限される状況にあるボランティアグループに対し、Zoomなどを活用した活動や会議ができるよう環境を整えます。

ウ 児童・生徒のボランティア活動をより推進するため、ボランティア活動普及事業協力校の指定をはじめ、「夏！体験ボランティア事業」を実施します。さらに、夏体験ボランティア事業終了後も継続的な活動につながるよう支援します。

エ 区内に大学が誘致されたことから、学生の強みを活かしたボランティア活動に取り組めるよう、大学とも連携していきます。

オ 個人ニーズにも対応できるよう、ボランティアや利用希望者のニーズを的確に把握し、効果的なコーディネートができる体制を整えます。

(2) 災害ボランティア活動体制の整備

ア 災害時に災害ボランティアセンターの運営が円滑にできるよう、墨田区等と情報交換を行うとともに、区の総合防災訓練等にも積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。また、ブロック内の各区ボランティアセンターやNPO等と、合同で研修を行うなど災害時に協力し合える関係づくりを進め、行政区域に縛られない広域的な連携体制を構築していきます。

イ 「災害ボランティア登録制度」を設けます。登録者に対し災害ボランティアに関する講座や災害ボランティアセンター立ち上げ訓練への参加を呼びかけ、平時から被災時に活動の中心となれる災害ボランティアの育成に努めます。また、被災地域の災害ボランティア受け入れ情報を提供していきます。

ウ 災害ボランティアセンターの立ち上げ等に必要な資機材を計画的に整備します。

(3) ボランティア活動の普及・啓発

ア 「すみだボランティアまつり」の開催

ボランティア活動への理解を促進するため、ボランティア団体の活動紹介、ボランティア体験などを行います。

イ ボランティア活動体験会の実施

ボランティア団体等の活動を知り、体験することを通じて、ボランティア活動参加への機会とする。

ウ すみだボランティアセンター「すみだ・ボランティアの日」の啓発

「すみだ・ボランティアの日(7月1日)」を、ボランティア活動を始める機会とするため、地域福祉・ボランティアフォーラムを開催し、参加促進を図ります。

エ ボランティア活動の広報

「ボランティアだより」を中心に情報提供していくほか、SNSなどを活用し、今まで情報が届きにくかった人に対しても積極的に情報提供を行います。

12 在宅福祉サービスの推進

いずれも会員制の在宅福祉サービスです。

(1) すみだハート・ライン21事業

家事援助サービス等を提供するもので、協力会員の増員を努めるほか、専門研修等の実施により、活動の充実を図ります。

(2) ミニサポート事業

日常生活でのちょっとした困りごとに対応するもので、協力員の増員に努めます。

(3) すみだファミリー・サポート・センター事業（墨田区からの受託事業）

保育園や幼稚園の送迎等子育て支援サービスを提供するもので、サポート会員の増員を図ります。また、ファミリー会員の登録にあたっては、子育て広場や児童館での出張登録会の開催などを行い、利便性の向上に努めます。

(4) 車いすの無料貸出

車いすを一時的に利用することが必要な高齢者や障害者、病気やケガでお困りの方に、短期間の無料貸出しを行います。また、町会や自治会にも貸出します。

(5) 車いす用電動リフトまたはスロープ付き車両「ハンディキャブ」の貸出

区内にお住まいの車いす利用者を対象に、通院、レジャーなどの移動手段として利用いただける「ハンディキャブ」を貸出し、社会参加の促進を図ります。